

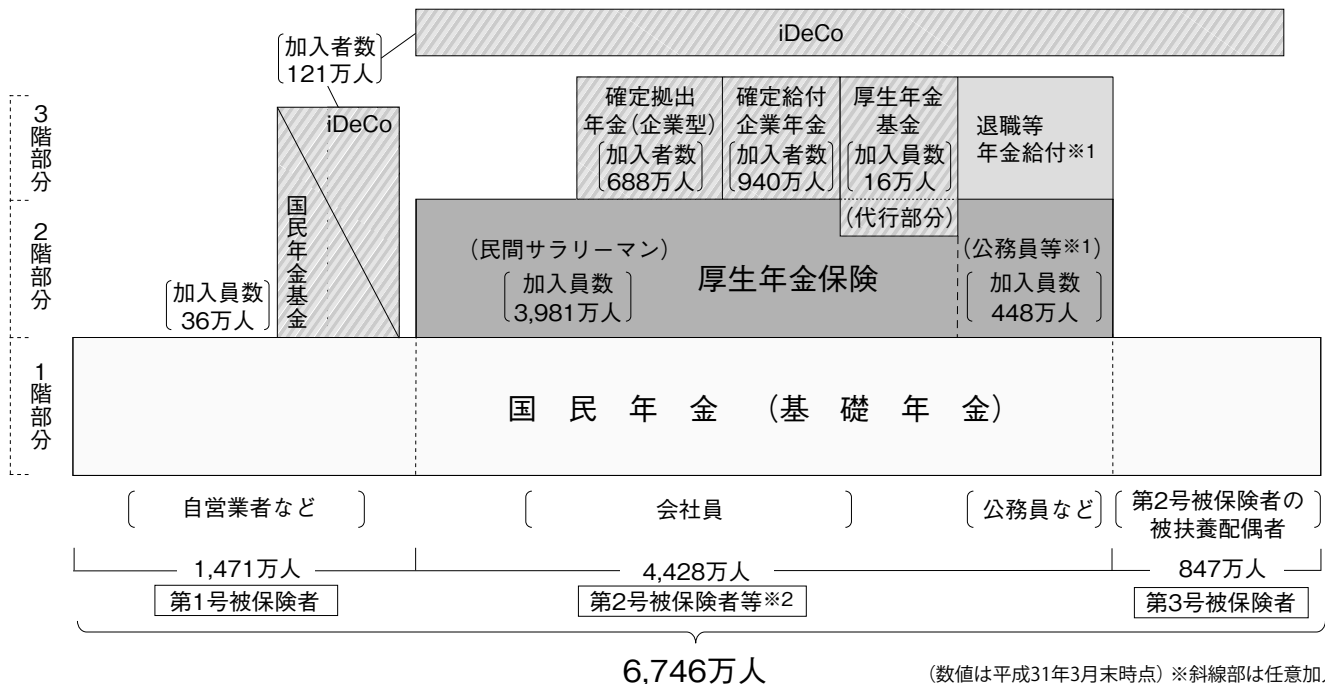
11 年金

年金制度の概要

概 要

年金制度の体系

- 現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期となれば、基礎年金の給付を受ける。(1階部分)
- 民間サラリーマンや公務員等は、これに加え、厚生年金保険に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金の給付を受ける。(2階部分)
- また、希望する者は、iDeCo（個人型確定拠出年金）等の私的年金に任意で加入し、さらに上乗せの給付を受けることができる。(3階部分)



- ※1 被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに退職等年金給付が創設。ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、平成27年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。
- ※2 第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう（第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む）。

第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
○20歳以上60歳未満の自営業者、農業者、無業者等 ○保険料は定額、月16,540円（令和2年4月～） ※平成17年4月から毎年280円引き上げ、平成29年度以降16,900円（平成16年度価格）で固定 ※産前産後期間の保険料免除の開始に伴い、令和元年度以降は17,000円（平成16年度価格） ※毎年度の保険料額や引上げ幅は、物価や賃金の動向に応じて変動 ○任意で、付加保険料の納付や国民年金基金、iDeCoへの加入が可能	○民間サラリーマン、公務員が該当 ○保険料は報酬額に比例、料率は18.3%（平成29年9月～） ※平成16年10月から毎年0.354%引き上げ、平成29年9月以降18.3%で固定 ○労使折半で保険料を負担 ○企業により、企業型確定拠出年金や確定給付型年金を実施 ○任意で、iDeCoへの加入が可能	○民間サラリーマン、公務員に扶養される配偶者 ○被保険者本人は、負担を要しない ○配偶者の加入している厚生年金制度が負担 ○任意で、iDeCoへの加入が可能

- 老齢年金の給付額（令和2年度）
 - ・自営業者（40年加入の第1号被保険者1人分）：月額 65,141円
 - ・サラリーマン夫婦（第2号被保険者の厚生年金（平均的な賃金で40年加入）と基礎年金夫婦2人分（40年加入）の合計）：月額220,724円
- 公的年金受給権者数（平成31年3月末）：4,067万人
- 公的年金受給者の年金総額（平成31年3月末）：55兆5,904億円

詳細資料①

マクロ経済スライド

平成16年の改正により、負担の範囲内で給付とバランスが取れるようになるまでは、年金額の計算に当たって、賃金や物価の伸びをそのまま使うのではなく、年金額の伸びを調整する仕組みが導入された。この仕組みは、平成27年度、令和元年度、令和2年度の3回発動された。（令和元年度に平成30年度から繰り越された未調整分は解消。）

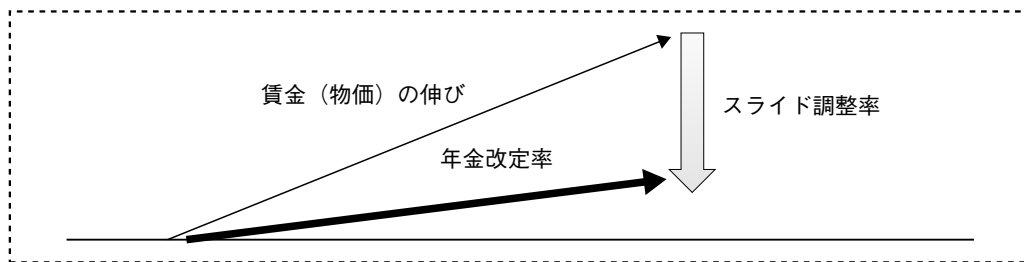
新しい年金額の調整の仕組み（マクロ経済スライド）

年金を初めてもらうとき（新規裁定者）：賃金の伸び率 － スライド調整率※

年金をもらっている人（既裁定者）：物価の伸び率 － スライド調整率※

※ スライド調整率：

公的年金全体の被保険者数の減少率＋平均余命の延びを勘案した一定率



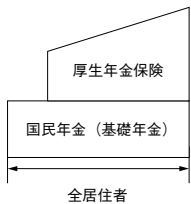
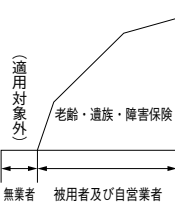
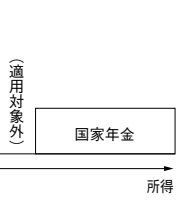
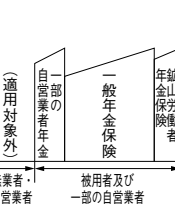
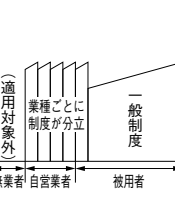
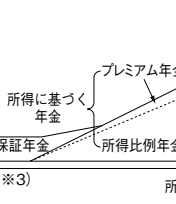
- 少なくとも5年に一度の財政検証の際、おおむね100年間の財政均衡期間の終了時に年金の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金（給付費1年分程度）を保有しつつ、財政均衡期間にわたり年金財政の均衡を保つことができないと見込まれる場合は、年金額の調整を開始。
- 年金額は、通常の場合、賃金や物価の伸びに応じて増えるが、年金額の調整を行っている期間は、年金を支える力の減少や平均余命の延びを年金額の改定に反映させ、その伸びを賃金や物価の伸びよりも抑える。（この仕組みを、「マクロ経済スライド」という。）
- その後の財政検証において、給付と負担の均衡を取ることができると見込まれるようになった時点で、こうした年金額の調整を終了。

⑪

年金

詳細資料② 年金制度の国際比較

(※1)

	日 本	アメリカ	英 国	ドイツ (※2)	フランス (※2)	スウェーデン (※2)
制度体系						
被保険者	全居住者	無業者を除き居住者は原則加入	一定以上の所得のある居住者	居住している被用者は原則加入 (注) 医師、弁護士等の一部の自営業者も加入	無業者を除き居住者は原則加入	一定以上の所得のある居住者
保険料率 (一般被用者の場合)	厚生年金保険 18.3% (労使折半) 国民年金 月額16,540円 (定額)	12.4% (労使折半)	25.8% (※4) 本人 : 12.0% 事業主 : 13.8%	18.6% (労使折半)	17.75% (※5) 本人 : 7.30% 事業主 : 10.45%	17.21% (※6) 本人 : 7.0% 事業主 : 10.21%
支給開始年齢 (※7)	厚生年金保険 ・男性: 63歳 ・女性: 61歳 (注) 男性は2025年度までに、 女性は2030年度までに 65歳に引き上げ予定 国民年金 (基礎年金) 65歳	66歳 (注) 2027年までに67歳 に引き上げ予定	65歳 7 か月 (注) 2046年までに68歳 に引き上げ予定	65歳 8 か月 (注) 2029年までに67歳 に引き上げ予定	満額拠出期間(※8) を満たす場合 62歳 満額拠出期間 を満たさない場合 66歳2か月 (注) 2022年までに67歳 に引き上げ予定	— (注) 61歳以降本人が 受給開始時期を選択
最低加入期間	10年	40四半期 (10年相当) (※9)	10年	5年	なし	なし
財政方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式 (注) プレミアム年金は 積立方式

※1 2019年末時点(ただし、日本の保険料率及び支給開始年齢は2020年4月1日時点)

※2 ドイツは一般年金保険、フランスは一般制度、スウェーデンは所得に基づく年金についての保険料率、支給開始年齢等をそれぞれ記載している。

※3 スウェーデンの保証年金は、低・無年金者に対して税財源により支給される制度である。支給開始年齢は65歳で、3年以上のEU諸国等(うち1年以上はスウェーデン)での居住が必要。

※4 英国の保険料は、失業給付等の年金以外の種類の給付にも充てられるものとして徴収されている。また、本人負担分の保険料率については、所得に応じて、異なる料率となる場合がある。

※5 所得に応じて、異なる料率となる場合がある。

※6 この保険料率は、老齢年金に充てるものとして徴収されている保険料の料率であり、遺族・障害年金の保険料については、別途課せられ、事業主のみが負担する。

※7 上記の表における支給開始年齢とは、給付算定式で得られた額を増減額なく受け取ることができる年齢をいい、国によっては生年月日や職種等によって例外が設けられている場合がある。

※8 満額拠出期間とは、年金額の満額受給に必要な保険料拠出期間をいう。2019年末現在62歳の者は41.5年(166四半期)であるが、段階的に延長されており、2035年以降は43年(172四半期)となる。

※9 所定の保険料納付に応じて、1年につき最大4単位分の保険料記録が付与されるところ、老齢年金の受給には、40単位分(10年相当)の保険料記録が必要となっている。

資料出所：各国政府の発表資料 ほか

詳細データ① 公的年金被保険者数の推移（年度末現在）

（単位：千人）

年度	被保険者 総数	国民年金 第1号 被保険者	厚生年金保険被保険者 （国民年金第2号被保険者等）		国民年金 第3号 被保険者
			第1号	第2～4号	
1987（昭和62）年度	64,105	19,292	28,216	5,299	11,299
90（平成 2）	66,313	17,579	31,493	5,285	11,956
95（ 7）	69,952	19,104	33,275	5,372	12,201
2000（ 12）	70,491	21,537	32,192	5,231	11,531
01（ 13）	70,168	22,074	31,576	5,184	11,334
02（ 14）	70,460	22,368	32,144	4,712	11,236
03（ 15）	70,292	22,400	32,121	4,677	11,094
04（ 16）	70,293	22,170	32,491	4,639	10,993
05（ 17）	70,447	21,903	33,022	4,599	10,922
06（ 18）	70,383	21,230	33,794	4,569	10,789
07（ 19）	70,066	20,354	34,570	4,514	10,628
08（ 20）	69,358	20,007	34,445	4,471	10,436
09（ 21）	68,738	19,851	34,248	4,429	10,209
10（ 22）	68,258	19,382	34,411	4,418	10,046
11（ 23）	67,747	19,044	34,515	4,410	9,778
12（ 24）	67,356	18,637	34,717	4,399	9,602
13（ 25）	67,175	18,054	35,273	4,394	9,454
14（ 26）	67,134	17,420	35,985	4,409	9,319
15（ 27）	67,119	16,679	36,864	4,425	9,151
16（ 28）	67,309	15,754	38,218	4,447	8,890
17（ 29）	67,335	15,052	39,112	4,469	8,701
18（ 30）	67,462	14,711	39,806	4,478	8,467

資料：厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金事業の概況」等

（注）1. 国民年金第1号被保険者には任意加入被保険者を含んでいる。

2. 厚生年金被保険者は、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する被保険者を含む。

3. 厚生年金保険の第1号被保険者は、平成26年度以前は厚生年金保険の被保険者、平成27年度以降は第1号厚生年金被保険者を計上している。

4. 厚生年金保険の第2～4号被保険者は、平成26年度以前は共済組合の組合員、平成27年度以降は第2～4号厚生年金被保険者を計上している。

11

詳細データ② 公的年金受給者数の推移（年度末現在）

（単位：千人）

年度	総数	国民年金	（再掲） 基礎のみ・旧国年	厚生年金保険（共済年金を含む）		福祉年金
				第1号	第2～4号（共済年金を含む）	
1987（昭和62）年度	22,523	10,077	10,020	8,306	2,652	1,488
90（平成 2）	25,014	11,001	10,841	10,023	3,027	964
95（ 7）	32,373（29,479）	14,751	11,667	13,621	3,602	400
2000（ 12）	40,790（33,998）	19,304	12,078	18,074	3,275	137
01（ 13）	42,731（35,084）	20,238	12,107	19,005	3,380	107
02（ 14）	44,748（36,210）	21,222	12,129	20,315	3,130	82
03（ 15）	46,771（37,396）	22,111	12,107	21,369	3,229	62
04（ 16）	48,710（38,460）	22,997	12,043	22,334	3,333	47
05（ 17）	50,566（39,347）	23,954	11,952	23,156	3,421	34
06（ 18）	52,542（40,298）	24,968	11,874	24,043	3,506	24
07（ 19）	54,797（41,464）	25,925	11,740	25,226	3,628	17
08（ 20）	57,435（42,825）	26,949	11,509	26,684	3,790	12
09（ 21）	59,883（44,135）	27,787	11,221	28,141	3,948	8
10（ 22）	61,882（45,269）	28,343	10,917	29,433	4,101	5
11（ 23）	63,841（46,184）	29,122	10,675	30,479	4,237	3
12（ 24）	66,216（46,987）	30,305	10,473	31,535	4,373	2
13（ 25）	68,004（47,419）	31,397	10,234	32,164	4,442	1
14（ 26）	69,877（48,009）	32,409	9,993	32,932	4,535	1
15（ 27）	71,580（48,618）	33,229	9,748[8,793]	33,703	4,647	0
16（ 28）	72,623（48,745）	33,858	9,498[8,510]	34,094	4,672	0
17（ 29）	74,646（49,591）	34,839	9,336[8,315]	35,060	4,747	0
18（ 30）	75,429（49,647）	35,294	9,096[8,041]	35,296	4,839	0

資料：厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金事業の概況」等

（注）1. 〈 〉内は厚生年金保険（第1号）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数である。ただし、平成14年度から平成23年度までは、旧農林共済年金と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分は控除されていない。

2. 基礎のみ・旧国年とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金及び旧法国民年金の受給者をいう。

3. []内は基礎のみ共済なし・旧国年の数値。基礎のみ共済なしは基礎のみの受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者の数である。

4. 職務上・公務上を含む。

5. 厚生年金保険（第1号）の受給者は、平成26年度以前は厚生年金の受給者を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。

6. 厚生年金保険（第2～4号）の受給者は、平成7年度以前は共済年金の受給者数を、平成12年度から平成26年度までは共済年金の受給者を、それぞれ計上している。平成27年度以降は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金または共済年金の受給者を計上している。

年金

詳細データ③

公的年金受給者の年金総額の推移（年度末現在）

（単位：億円）

年度	総数	国民年金	(再掲) 基礎のみ・旧国年	厚生年金保険（共済年金を含む）		福祉年金
				第1号	第2～4号（共済年金を含む）	
1987（昭和62）年度	176,553	36,529	36,152	85,830	49,304	4,892
90（平成2）	216,399	43,368	42,319	110,826	58,847	3,359
95（7）	318,473〈313,430〉	77,456	55,852	163,958	75,694	1,608
2000（12）	388,411〈378,421〉	115,706	64,077	211,018	60,554	563
01（13）	401,904〈390,524〉	123,155	65,190	216,428	61,123	442
02（14）	421,316〈408,390〉	130,886	66,280	227,491	61,879	337
03（15）	434,056〈421,206〉	136,701	66,491	233,971	62,603	254
04（16）	442,774〈431,128〉	143,156	66,815	236,195	63,130	190
05（17）	455,700〈444,658〉	150,681	67,241	240,934	63,233	138
06（18）	465,444〈453,682〉	158,168	67,587	242,932	63,947	98
07（19）	474,395〈462,040〉	165,637	67,659	244,254	64,245	69
08（20）	488,658〈475,392〉	173,646	67,069	249,461	64,436	47
09（21）	502,554〈488,159〉	180,421	66,148	255,333	66,768	32
10（22）	511,332〈496,045〉	185,352	65,212	258,761	67,199	21
11（23）	522,229〈506,098〉	191,168	64,418	263,023	68,026	13
12（24）	532,397〈515,432〉	199,912	63,914	263,902	68,575	8
13（25）	528,436〈511,155〉	206,546	62,688	256,672	65,214	5
14（26）	534,031〈517,209〉	213,040	61,598	255,993	64,994	3
15（27）	545,504〈530,592〉	221,751	61,452	258,123	65,628	2
16（28）	548,355〈537,175〉	227,156	60,646	257,008	64,190	1
17（29）	554,108〈544,933〉	232,642	59,880	258,091	63,374	0
18（30）	555,904〈548,051〉	236,380	58,960	256,643	62,881	0

資料：厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金事業の概況」等

- （注）1. 受給者の年金総額とは、年度末現在の受給者について、その時点で決定済の年金額（年額）を合計したものである。また、年金額には一部支給停止されている金額を含む。
2. 〈 〉内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。
3. 厚生年金保険（第1号）の平成2年度以前は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。
4. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、平成26年度以前は厚生年金の受給者の年金総額を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額を計上しており、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。
5. 基礎のみ・旧国年とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金及び旧法国民年金の受給者の年金総額をいう。
6. 職務上・公務上を含む。
7. 厚生年金保険（第2～4号）の受給者の年金総額は、平成7年以前は共済年金の受給権者の年金総額を、平成12年度から平成26年度までは共済年金の受給者の年金総額を、それぞれ計上している。平成27年度以降は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金または共済年金の年金総額を計上している。
8. 厚生年金保険（第2～4号）の数値には、共済年金の職域加算部分を含む。

詳細データ④

基礎年金の給付に要する費用の状況

（単位：億円）

		1987 (昭和62) 年度	90 (平成2)	95 (7)	00 (12)	01 (13)	02 (14)	03 (15)	04 (16)	05 (17)	06 (18)	07 (19)	08 (20)	09 (21)	10 (22)	11 (23)	12 (24)	13 (25)	14 (26)	15 (27)	16 (28)	17 (29)	18 (30)
費用負担	総額	56,108	71,948	109,779	142,140	148,173	154,563	159,559	163,886	169,246	174,536	181,518	188,821	197,400	199,701	200,615	206,258	213,421	218,294	225,320	230,370	235,566	238,692
	特別国庫負担分 除く（再掲）	52,150	67,563	104,865	137,307	143,255	149,653	154,692	159,044	164,416	169,862	176,893	184,065	193,998	196,401	197,382	203,015	210,147	215,008	221,967	226,956	231,993	234,971
	国民年金	16,500	18,921	26,690	32,779	34,236	35,783	36,477	37,034	37,107	37,151	36,800	37,242	36,802	36,149	35,194	36,540	37,513	36,832	36,165	34,602	33,199	33,133
	特別国庫負担分 除く（再掲）	12,542	14,536	21,777	27,946	29,319	30,873	31,610	32,192	32,276	32,477	32,175	32,486	33,400	32,849	31,961	33,298	34,239	33,546	32,813	31,188	29,626	29,413
	厚生年金保険 共済組合等	32,292	44,106	69,866	93,633	97,575	102,730	106,850	110,314	115,207	119,991	126,842	133,101	140,933	143,640	145,301	149,213	154,907	160,096	167,216	173,529	179,872	183,059
		7,316	8,921	13,222	15,728	16,362	16,050	16,232	16,538	16,933	17,395	17,876	18,477	19,665	19,912	20,119	20,505	21,001	21,366	21,939	22,240	22,495	22,500
	拠出金単価 (月額) (円)	7,691	9,519	14,111	19,149	20,149	21,450	22,239	22,924	22,986	24,626	25,734	27,057	29,212	29,947	30,587	31,301	32,737	33,146	34,198	34,870	35,509	35,805
年金給付	総額	56,108	71,948	109,779	142,140	148,173	154,563	159,559	163,886	169,246	174,536	181,518	188,821	197,400	199,701	200,615	206,258	213,421	218,294	225,320	230,370	235,566	238,692
	基礎年金給付費	6,606	10,853	41,653	84,730	93,594	102,454	110,697	118,093	126,359	134,883	144,597	154,435	164,240	169,658	174,316	183,009	192,675	199,833	209,321	216,809	224,065	228,990
	みなし基礎年金給付費 (基礎年金交付金相当分)	49,502	61,095	68,126	57,410	54,579	52,110	48,862	45,793	42,887	39,653	36,922	34,385	33,160	30,043	26,298	23,248	20,746	18,461	15,999	13,561	11,501	9,702
	国民年金	27,120	31,296	31,507	25,588	24,251	22,916	21,378	19,957	18,583	17,197	15,896	14,766	13,675	12,358	10,855	9,564	8,378	7,246	6,286	5,384	4,537	3,778
	厚生年金保険 共済組合等	17,469	22,584	25,986	24,234	23,059	22,638	21,428	20,145	18,923	17,395	16,241	15,178	14,244	13,864	11,971	10,551	9,472	8,743	7,513	6,235	5,280	4,477
		4,913	7,215	10,632	7,588	7,268	6,555	6,056	5,691	5,381	5,061	4,786	4,442	4,151	3,821	3,472	3,133	2,896	2,473	2,200	1,942	1,684	1,448

資料：厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金 事業年報」等

- （注）基礎年金拠出金（特別国庫負担分除く）の2分の1は国庫負担となっている。なお、平成15年度までは3分の1、平成16年度は3分の1＋定額、平成17年度は3分の1＋1000分の11＋定額、平成18年度は3分の1＋1000分の25、平成19年度ならびに平成20年度は3分の1＋1000分の32が国庫負担となっている。

年金額・保険料の推移

詳細データ① 年金額の推移

〔国民年金〕

	老齢基礎年金	障害基礎年金（1級）	障害基礎年金（2級）	遺族基礎年金（子1人）
2004（平成16）年度	66,208円	82,758円	66,208円	85,258円
2005（17）年度	66,208円	82,758円	66,208円	85,258円
2006（18）年度	66,008円	82,508円	66,008円	85,000円
2007（19）年度	66,008円	82,508円	66,008円	85,000円
2008（20）年度	66,008円	82,508円	66,008円	85,000円
2009（21）年度	66,008円	82,508円	66,008円	85,000円
2010（22）年度	66,008円	82,508円	66,008円	85,000円
2011（23）年度	65,741円	82,175円	65,741円	84,658円
2012（24）年度	65,541円	81,925円	65,541円	84,400円
2013（25）年4月～9月	65,541円	81,925円	65,541円	84,400円
2013（25）年10月～2014（26）年3月	64,875円	81,091円	64,875円	83,541円
2014（26）年度	64,400円	80,500円	64,400円	82,933円
2015（27）年度	65,008円	81,258円	65,000円	83,716円
2016（28）年度	65,008円	81,260円	65,000円	83,716円
2017（29）年度	64,941円	81,177円	64,941円	83,633円
2018（30）年度	64,941円	81,177円	64,941円	83,633円
2019（令和元）年度	65,008円	81,260円	65,008円	83,716円
2020（令和2）年度	65,141円	81,427円	65,141円	83,882円

（注）老齢基礎年金は、40年間保険料を納付した場合の額（満額）

〔標準的な年金受給世帯の年金額（夫婦の基礎年金十夫の厚生年金）〕

	老齢厚生年金（注1）	老齢厚生年金（注2）
2004（平成16）年度	233,299円	
2005（17）年度	233,299円	221,507円（注4）
2006（18）年度	232,591円	221,504円
2007（19）年度	232,591円	221,277円
2008（20）年度	232,591円	221,277円
2009（21）年度	232,591円	221,504円
2010（22）年度	232,591円	
2011（23）年度	231,648円	
2012（24）年度	230,940円	
2013（25）年4月～9月	230,940円	
2013（25）年10月～2014（26）年3月	228,591円	
2014（26）年度	226,925円（注4）	

	老齢厚生年金（注3）
2020（令和2）年度	220,724円

（注1）特例水準の計算式によって算出された給付水準

（夫が平均的収入（平均標準報酬月額（賞与を除く）36.0万円）で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯が受け取り始める場合の額）

（注2）本来の計算式によって算出された給付水準

（夫が平均的収入（平均標準報酬額（賞与含む月額換算）42.8万円）で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯が受け取り始める場合の額）

（注3）平均的な収入（平均標準報酬（賞与含む額換算）43.9万円）で40年間就業した場合に受け取り始める年金（老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金（満額））の給付水準です。

（注4）2014年度額と2015年度額を比較すると減額となっているのは、2015年度については、特例水準の解消により、直近の状況に即してモデルの前提・計算式を改めたことによるもの。

詳細データ② 保険料の推移

〔国民年金〕

	国民年金保険料額
2004（平成16）年度	13,300円
2005（17）年度	13,580円
2006（18）年度	13,860円
2007（19）年度	14,100円
2008（20）年度	14,410円
2009（21）年度	14,660円
2010（22）年度	15,100円
2011（23）年度	15,020円
2012（24）年度	14,980円
2013（25）年度	15,040円
2014（26）年度	15,250円
2015（27）年度	15,590円
2016（28）年度	16,260円
2017（29）年度	16,490円
2018（30）年度	16,340円
2019（令和元）年度	16,410円
2020（令和2）年度	16,540円

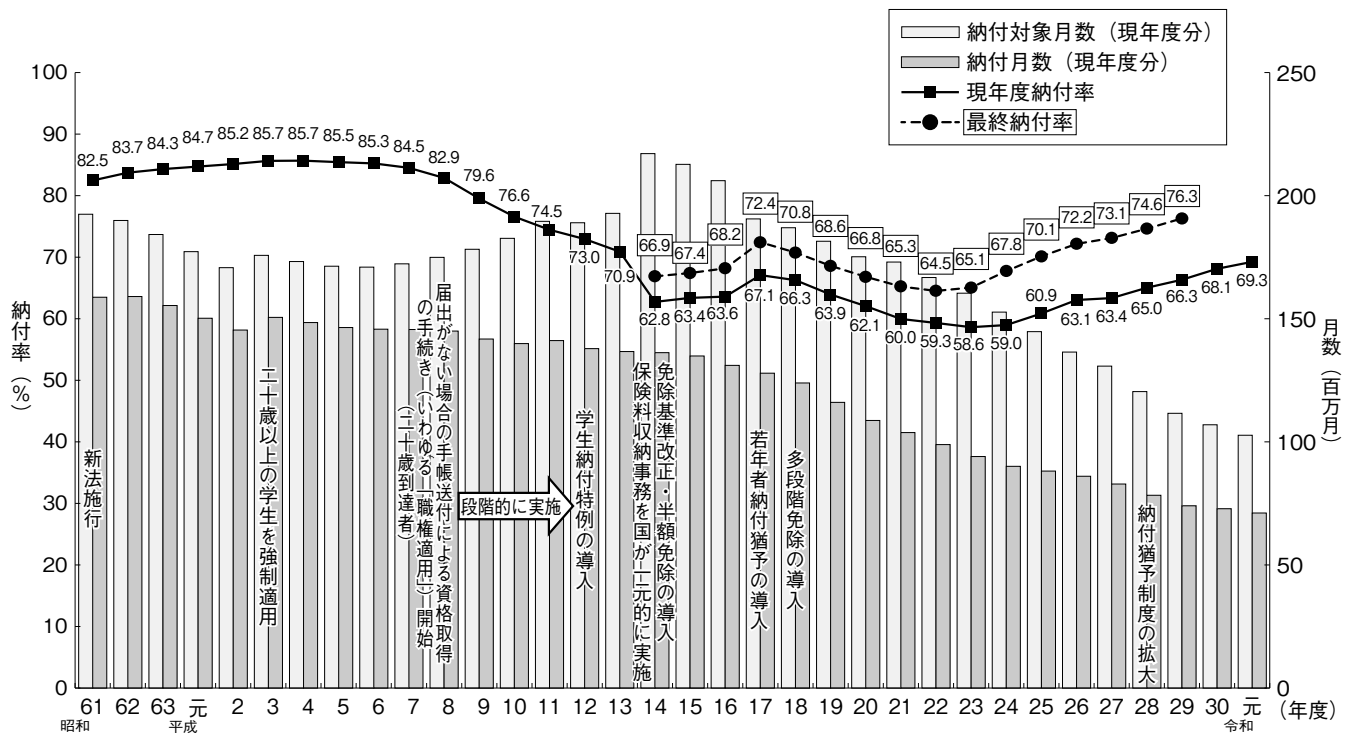
（注）国民年金保険料額は、毎年、280円（※）
ずつ引き上げ、平成29年度に16,900
円（※）で固定された。
産前産後期間の保険料免除開始に伴
い、平成31年4月以降は17,000円（※）。
（※）平成16年度の賃金水準を基準として
価格表示

〔厚生年金〕

	厚生年金保険料率
2004（平成16）年10月～	13.934%
2005（17）年9月～	14.288%
2006（18）年9月～	14.642%
2007（19）年9月～	14.996%
2008（20）年9月～	15.350%
2009（21）年9月～	15.704%
2010（22）年9月～	16.058%
2011（23）年9月～	16.412%
2012（24）年9月～	16.766%
2013（25）年9月～	17.120%
2014（26）年9月～	17.474%
2015（27）年9月～	17.828%
2016（28）年9月～	18.182%
2017（29）年9月～	18.300%

（注）厚生年金保険料率は、毎年、0.354%
ずつ引き上げ、平成29年9月以降、
18.3%で固定された。

国民年金保険料の納付率等の推移



(注) 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度に納付されたものを加えた納付率である。

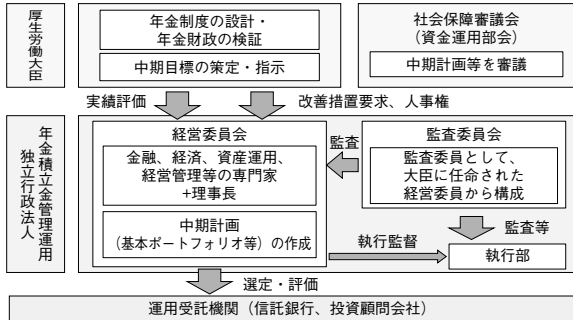
年金積立金の管理・運用

概要

年金積立金の管理・運用の仕組み

概要

○年金財政に責任を持つ厚生労働大臣が、運用に特化した独立行政法人（年金積立金管理運用独立行政法人）に資金を寄託して運用。
○公募により選定された内外の優れた運用機関への委託運用中心（36社105ファンド）（令和2年3月末現在）



詳細データ

厚生年金保険・国民年金の積立金の累積状況の推移

※平成29年10月1日より

（単位：億円）

年 度	厚生年金（括弧内は時価ベース）	国民年金（括弧内は時価ベース）	合 計（括弧内は時価ベース）
平成元年度末	702,175	32,216	734,391
平成2年度末	768,605	36,317	804,922
平成3年度末	839,970	43,572	883,542
平成4年度末	911,340	51,275	962,615
平成5年度末	978,705	58,468	1,037,174
平成6年度末	1,045,318	63,712	1,109,030
平成7年度末	1,118,111	69,516	1,187,628
平成8年度末	1,184,579	78,493	1,263,072
平成9年度末	1,257,560	84,683	1,342,243
平成10年度末	1,308,446	89,619	1,398,065
平成11年度末	1,347,988	94,617	1,442,605
平成12年度末	1,368,804	98,208	1,467,012
平成13年度末	1,373,934	99,490	1,473,424
	(1,345,967)	(97,348)	(1,443,315)
	1,377,023	99,108	1,476,132
平成14年度末	(1,320,717)	(94,698)	(1,415,415)
	1,374,110	98,612	1,472,722
平成15年度末	(1,359,151)	(97,160)	(1,456,311)
	1,376,619	96,991	1,473,610
平成16年度末	(1,382,468)	(97,151)	(1,479,619)
	1,324,020	91,514	1,415,534
平成17年度末	(1,403,465)	(96,766)	(1,500,231)
	1,300,980	87,660	1,388,640
平成18年度末	(1,397,509)	(93,828)	(1,491,337)
	1,270,568	82,692	1,353,260
平成19年度末	(1,301,810)	(84,674)	(1,386,485)

年 度	厚生年金（括弧内は時価ベース）	国民年金（括弧内は時価ベース）	合 計（括弧内は時価ベース）
平成20年度末	1,240,188	76,920	1,317,108
	(1,166,496)	(71,885)	(1,238,381)
平成21年度末	1,195,052	74,822	1,269,874
	(1,207,568)	(75,079)	(1,282,647)
平成22年度末	1,134,604	77,333	1,211,937
	(1,141,532)	(77,394)	(1,218,926)
平成23年度末	1,085,263	77,318	1,162,581
	(1,114,990)	(79,025)	(1,194,015)
平成24年度末	1,050,354	72,789	1,123,143
	(1,178,823)	(81,446)	(1,260,269)
平成25年度末	1,031,737	70,945	1,102,683
	(1,236,139)	(84,492)	(1,320,631)
平成26年度末	1,049,500	71,965	1,121,465
	(1,366,656)	(92,667)	(1,459,323)
平成27年度末	1,072,240	73,233	1,145,473
	(1,339,311)	(87,768)	(1,427,079)
平成28年度末	1,103,321	73,186	1,176,506
	(1,444,462)	(89,668)	(1,534,130)
平成29年度末	1,119,295	73,132	1,192,427
	(1,549,035)	(92,210)	(1,641,245)
平成30年度末	1,125,431	74,437	1,199,868
	(1,573,302)	(91,543)	(1,664,845)
令和元年度 予算	1,107,230	69,559	1,176,789
令和2年度 予算	1,113,999	69,783	1,183,782

- （注）1. 金額は簿価ベース、括弧内は時価ベース
2. ただし、一部簿価で代行されたものを含む。
3. 厚生年金の積立金には、厚生年金基金の代行部分は含まれていない。
4. 国民年金の積立金には、基礎年金勘定分は含まれていない。
5. 平成13年度末以降には、年金積立金管理運用独立行政法人（平成17年度までは旧基金）への寄託分を含んでいる。
6. 四捨五入のため、合算した数値は一致しない場合がある。

詳細資料

年金積立金管理運用独立行政法人 中期計画（概要）

- 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針
年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として、関係法令及び中期目標の定めるところに基づき行う。
・リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産への分散投資を基本として、積立金の資産の構成の目標（モデルポートフォリオ）を参照して、長期的な観点からの資産構成割合（基本ポートフォリオ）を策定し、年金積立金の運用を行う。
年金積立金の運用に当たっては、市場の価格形成や民間の投資行動等を注視しないよう、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するとともに、情報発信を含む自らの行動が市場に過大なインパクトを与えないことで、結果的に自ら不利益を被ることがないよう、十分留意する。
また、企業経営等に直接的かつ過大な影響が及ばないよう十分に考慮する。
- 国民から一層信頼される組織体制の確立
意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切に役割分担及び連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを十分機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努める。
- 基本的な運用手法及び運用目標
年金積立金の運用は、長期的に積立金の実質的な運用利回り（積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたもの）1.7%を最低限のリスクで確保することを目標とし、この運用利回りを確保するよう、年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの基本ポートフォリオを定め、これを適切に管理する。
・各年度における資産全体及び各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各々のベンチマーク収益率を確保する。
- 基本ポートフォリオ
経営委員会が策定する基本ポートフォリオは、モデルポートフォリオを参照し、運用の目標に沿った資産構成割合とし、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮して、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から策定する。
その際、名目賃金上昇率から下振れリスクが全額国内債券運用の場合を超えないこととするとともに、株式等は想定よりも下振れ確率が大きい場合があることも十分に考慮する。また、予定された積立金額を下回る可能性の大きさを適切に評価するとともに、より踏み込んだ複数のシナリオで実施するなど、リスクシナリオ等による検証を行う。
・基本ポートフォリオを構成する資産区分は、国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式とし、基本ポートフォリオ及び乖離許容幅を次のとおり定める。
・オルタナティブ資産は、リスク・リターン特性に応じて国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に区分し、資産全体の5%を上限とする。ただし、経済環境や市場環境の変化によって5%の上限遵守が困難となる場合には、経営委員会による議決を経た上で、上振れを容認する。
- 運用の多様化・高度化
運用に当たっては、原則としてパッシブ運用と超過収益の獲得を目指すアクティブ運用を併用する。ただし、アクティブ運用は、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行う。
運用対象については、分散投資を進めるため、オルタナティブ投資などその多様化を図る。運用対象の追加に当たっては、被保険者の利益に資することを前提に、経営委員会において幅広く検討を行う。
・オルタナティブ投資については、伝統的観点からの投資手法の違いや、市場性や収益性、個別性、取引コストや情報開示の状況などの固有のリスク等があることを踏まえ、体制整備を図る。また、オルタナティブ資産固有の考慮要素について十分に検討した上で取組を進める。この間、リスク管理及び超過収益の安定的確保の観点からの検証を継続的にを行い、その検証結果を十分に踏まえながら慎重な取組を進める。
- 運用受託機関等の選定・評価及び管理
運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めるとともに、定期的に運用受託機関等の評価を行い、資金配分の在り方を含め、適時に見直す。
- リスク管理
・リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。リスク管理の状況については、理事長から経営委員会に対して定期的に報告し、経営委員会においても適切にモニタリングを行う。
・ポートフォリオ全体のリスク管理を適切に行う観点から、統合的かつ複眼的なリスク管理を進める。
- スチュワードシップ責任を果たすための活動
企業経営等に直接影響を与えることを避ける趣旨から、株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関等の判断に委ねる。ただし、管理運用法人としてのスチュワードシップ責任を果たすための活動を一層推進する観点から、運用受託機関への委託に当たっては、長期的な投資収益の向上につながるESG（環境、社会、ガバナンス）の重要性を踏まえ、効果的なエンゲージメントを行う。その際、運用受託機関による議決権行使を含むスチュワードシップ活動が、専ら被保険者の長期的な投資収益の向上を目指すものであることを明確化する。
- ESGを考慮した投資等
年金積立金の運用において、投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、財務的な要素に加えて、非財務的要素であるESG（環境、社会、ガバナンス）を考慮した投資を推進するとともに、その効果を継続的に検証していく。
- 情報発信・広報及び透明性の確保
国民の関心等に応じて戦略的に情報発信や広報活動の在り方を検討し、専門家のみならず国民やメディアに対する情報発信や広報活動の一層の充実に継続的に取り組むとともに、その評価や効果の把握・分析に努める。
・各年度の管理及び運用実績の状況等について、毎年1回（各四半期の管理及び運用実績の状況等については四半期ごとに）ホームページ等を活用して迅速に公表する。

	国内債券	外国債券	国内株式	外国株式
資産構成割合	25%	25%	25%	25%
乖離許容幅	±7%	±6%	±8%	±7%
	±11%		±11%	

（注）為替ヘッジ付き外国債券及び円建ての短期資産については国内債券に区分し、外貨建ての短期資産については外国債券に区分する。

年金財政の将来見通し

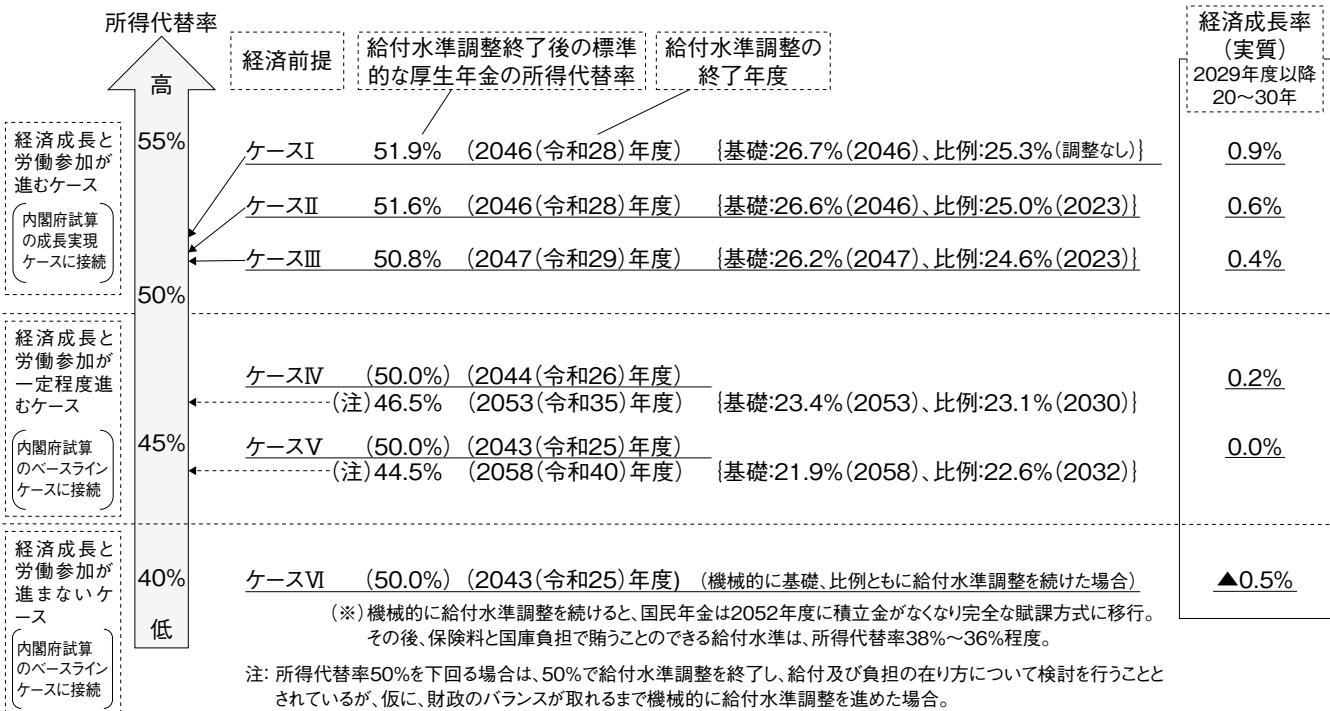
概要

給付水準の調整終了年度と最終的な所得代替率の見通し（2019（令和元）年財政検証）

— 幅広い複数ケースの経済前提における見通し（人口の前提：出生中位、死亡中位） —

※所得代替率… 公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率により表される。

所得代替率=(夫婦2人の基礎年金+夫の厚生年金)/現役男子の平均手取り収入額
2019年度:61.7% 13.0万円 9.0万円 35.7万円



概要

2019（令和元）年財政検証結果（人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースⅠ）

厚生年金の見通し

年度	収入合計	保険料収入	運用収入	国庫負担	支出合計	基礎年金 拠出金	収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (2019年度 価格)	積立 度合
西暦(令和)	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
2019(元)	51.7	37.2	3.4	10.8	49.8	20.9	1.9	201.9	201.9	4.0
2020(2)	52.3	37.7	3.4	11.0	50.5	21.2	1.8	203.7	202.1	4.0
2021(3)	52.9	38.2	3.4	11.1	51.4	21.5	1.5	205.2	202.3	4.0
2022(4)	53.7	38.8	3.5	11.2	52.2	21.8	1.5	206.7	202.1	3.9
2023(5)	54.8	39.7	3.6	11.3	52.8	22.1	2.0	208.8	201.6	3.9
2024(6)	56.1	40.9	3.6	11.5	53.7	22.4	2.4	211.2	200.2	3.9
2025(7)	57.9	42.1	4.1	11.6	54.6	22.8	3.2	214.4	198.9	3.9
2035(17)	84.3	54.9	15.6	13.8	69.1	27.6	15.2	326.8	218.5	4.5
2050(32)	124.9	77.7	27.1	20.0	109.2	40.1	15.7	563.2	221.6	5.0
2070(52)	204.2	127.6	42.4	34.2	189.9	68.5	14.3	875.4	169.8	4.5
2115(97)	512.6	379.9	29.8	102.9	573.8	205.7	-61.3	580.0	22.9	1.1

長期の経済前提	
物価上昇率	2.0%
賃金上昇率(実質〈対物価〉)	1.6%
運用実質〈対物価〉	3.0%
利回りスプレッド〈対賃金〉	1.4%
経済成長率(実質) 2029年度以降20～30年	0.9%

所得代替率 (給付水準 調整 終了年度)	給付水準 調整 終了年度
51.9%	2046
25.3%	調整無し
26.7%	2046

厚生年金の保険料率	18.3%
国民年金の保険料月額 (2004年度価格)	17,000円

(参考)

所得代替率		
	基礎	比例
%	%	%
61.7	36.4	25.3
61.6	36.3	25.3
61.5	36.2	25.3
61.4	36.1	25.3
61.1	35.9	25.3
60.9	35.6	25.3
60.6	35.3	25.3
56.8	31.5	25.3
51.9	26.7	25.3
51.9	26.7	25.3
51.9	26.7	25.3

国民年金の見通し

年度	収入合計	保険料収入	運用収入	国庫負担	支出合計	基礎年金 拠出金	収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (2019年度 価格)	積立 度合
西暦(令和)	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
2019(元)	3.4	1.3	0.2	1.9	3.4	3.3	-0.1	11.4	11.4	3.3
2020(2)	3.4	1.3	0.2	1.9	3.5	3.3	-0.1	11.4	11.3	3.3
2021(3)	3.4	1.3	0.2	1.9	3.5	3.3	-0.1	11.3	11.1	3.3
2022(4)	3.4	1.3	0.2	1.9	3.5	3.4	-0.1	11.1	10.9	3.2
2023(5)	3.4	1.3	0.2	1.9	3.5	3.4	-0.1	11.0	10.6	3.1
2024(6)	3.4	1.3	0.2	2.0	3.6	3.4	-0.1	10.9	10.3	3.1
2025(7)	3.5	1.3	0.2	2.0	3.6	3.5	-0.1	10.8	10.0	3.0
2035(17)	4.4	1.4	0.6	2.4	4.1	4.0	0.3	12.3	8.2	2.9
2050(32)	6.5	1.9	0.9	3.7	6.1	6.0	0.4	17.6	6.9	2.8
2070(52)	11.2	3.2	1.3	6.7	10.7	10.7	0.4	26.3	5.1	2.4
2115(97)	31.0	9.4	1.5	20.1	32.0	31.9	-0.9	31.0	1.2	1.0

- (注) 1. 存続厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。
2. 実際の保険料の額は、2004年改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであり、2019（令和元）年度における保険料の額は月額16,410円である。
3. 「2019年度価格」とは、賃金上昇率により、2019（令和元）年度の価格に換算したものである。
4. 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

概 要

2019（令和元）年財政検証結果（人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースⅢ）

厚生年金の見通し

年度	収入合計	保険料収入	運用収入	国庫負担	支出合計	基礎年金 拠出金	収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (2019年度 価格)	積立 度合
西暦（令和）	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
2019（元）	51.7	37.2	3.4	10.8	49.8	20.9	1.9	201.9	201.9	4.0
2020（2）	52.3	37.7	3.4	11.0	50.4	21.2	1.9	203.8	202.1	4.0
2021（3）	52.9	38.2	3.4	11.1	51.3	21.5	1.6	205.4	202.4	4.0
2022（4）	53.7	38.8	3.5	11.2	51.9	21.8	1.7	207.1	202.4	4.0
2023（5）	54.8	39.7	3.6	11.3	52.4	22.1	2.5	209.5	202.3	4.0
2024（6）	56.1	40.9	3.6	11.5	53.1	22.4	3.0	212.6	201.6	3.9
2025（7）	57.9	42.1	4.1	11.6	53.9	22.8	4.0	216.5	200.9	3.9
2035（17）	75.7	50.5	12.0	13.2	65.0	26.4	10.8	310.2	218.9	4.6
2050（32）	92.2	59.2	16.9	16.1	85.9	32.2	6.3	434.1	217.7	5.0
2070（52）	116.7	75.5	20.4	20.8	114.5	41.6	2.2	521.7	166.1	4.5
2115（97）	169.9	127.4	7.2	35.3	196.0	70.6	-26.1	169.9	19.4	1.0

長期の経済前提	
物価上昇率	1.2%
賃金上昇率（実質〈対物価〉）	1.1%
運用 利回り	実質〈対物価〉 スプレッド〈対賃金〉
経済成長率（実質） 2029年度以降20～30年	2.8% 1.7% 0.4%

所得代替率 （給付水準 調整 終了年度）	所得代替率 （給付水準 調整 終了年度）	給付水準 調整 終了年度
	50.8%	2047
	比例	24.6%
	基礎	26.2%

厚生年金の保険料率	18.3%
国民年金の保険料月額 (2004年度価格)	17,000円

国民年金の見通し

年度	収入合計	保険料収入	運用収入	国庫負担	支出合計	基礎年金 拠出金	収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (2019年度 価格)	積立 度合
西暦（令和）	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
2019（元）	3.4	1.3	0.2	1.9	3.4	3.3	-0.1	11.4	11.4	3.3
2020（2）	3.4	1.3	0.2	1.9	3.5	3.3	-0.1	11.4	11.3	3.3
2021（3）	3.4	1.3	0.2	1.9	3.5	3.3	-0.1	11.3	11.1	3.3
2022（4）	3.4	1.3	0.2	1.9	3.5	3.4	-0.1	11.1	10.9	3.2
2023（5）	3.4	1.3	0.2	1.9	3.5	3.4	-0.1	11.0	10.6	3.1
2024（6）	3.4	1.3	0.2	2.0	3.6	3.4	-0.1	10.9	10.3	3.1
2025（7）	3.5	1.3	0.2	2.0	3.6	3.5	-0.1	10.8	10.0	3.0
2035（17）	4.1	1.3	0.4	2.3	3.9	3.8	0.1	11.5	8.1	2.9
2050（32）	5.0	1.5	0.5	3.0	4.9	4.8	0.1	13.1	6.6	2.7
2070（52）	6.6	1.9	0.6	4.1	6.5	6.5	0.1	14.9	4.8	2.3
2115（97）	10.6	3.3	0.4	6.9	11.0	11.0	-0.4	10.6	1.2	1.0

(参考)

所得代替率		
	基礎	比例
%	%	%
61.7	36.4	25.3
61.5	36.3	25.2
61.4	36.2	25.2
61.1	36.1	25.0
60.7	35.9	24.8
60.2	35.6	24.6
59.9	35.3	24.6
56.1	31.5	24.6
50.8	26.2	24.6
50.8	26.2	24.6
50.8	26.2	24.6

- (注) 1. 存続厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。
2. 実際の保険料の額は、2004年改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであり、2019（令和元）年度における保険料の額は月額16,410円である。
3. 「2019年度価格」とは、賃金上昇率により、2019（令和元）年度の価格に換算したものである。
4. 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

11

年金

概 要

2019（令和元）年財政検証結果（人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースⅤ）

厚生年金の見通し

年度	収入合計	保険料収入	運用収入	国庫負担	支出合計	基礎年金 拠出金	収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (2019年度 価格)	積立 度合
西暦（令和）	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
2019（元）	51.6	37.2	3.4	10.8	49.8	20.9	1.8	201.9	201.9	4.0
2020（2）	52.2	37.6	3.4	10.9	50.4	21.2	1.7	203.6	201.9	4.0
2021（3）	52.5	37.8	3.4	11.0	51.3	21.4	1.2	204.8	201.9	4.0
2022（4）	52.8	38.0	3.5	11.1	51.8	21.7	1.0	205.8	201.2	4.0
2023（5）	52.7	38.2	3.1	11.2	51.8	21.8	0.9	206.7	200.1	4.0
2024（6）	52.8	38.5	2.9	11.2	52.1	21.9	0.7	207.4	198.9	4.0
2025（7）	53.2	38.9	3.1	11.2	52.1	22.0	1.2	208.6	197.8	4.0
2035（17）	59.7	41.1	6.8	11.8	55.6	23.5	4.0	246.7	202.4	4.4
2050（32）	63.4	43.6	7.3	12.5	63.6	25.0	-0.3	262.7	169.9	4.1
2070（52）	67.6	48.5	7.0	12.1	68.8	24.2	-1.1	254.1	119.6	3.7
2115（97）	77.0	60.0	2.2	14.7	85.3	29.4	-8.3	77.0	17.7	1.0

長期の経済前提	
物価上昇率	0.8%
賃金上昇率（実質〈対物価〉）	0.8%
運用 利回り	実質〈対物価〉 スプレッド〈対賃金〉
経済成長率（実質） 2029年度以降20～30年	2.0% 1.2% 0.0%

所得代替率 （給付水準 調整 終了年度）	所得代替率 （給付水準 調整 終了年度）	給付水準 調整 終了年度
	44.5%	2058
	比例	22.6%
	基礎	21.9%

厚生年金の保険料率	18.3%
国民年金の保険料月額 (2004年度価格)	17,000円

(参考)

所得代替率		
	基礎	比例
%	%	%
61.7	36.4	25.3
61.5	36.3	25.2
61.4	36.2	25.2
61.1	36.1	25.0
60.7	35.8	24.8
60.1	35.5	24.6
59.6	35.2	24.3
53.7	31.1	22.6
47.1	24.5	22.6
44.5	21.9	22.6
44.5	21.9	22.6

- (注) 1. 存続厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。
2. 実際の保険料の額は、2004年改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであり、2019（令和元）年度における保険料の額は月額16,410円である。
3. 「2019年度価格」とは、賃金上昇率により、2019（令和元）年度の価格に換算したものである。
4. 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

企業年金など

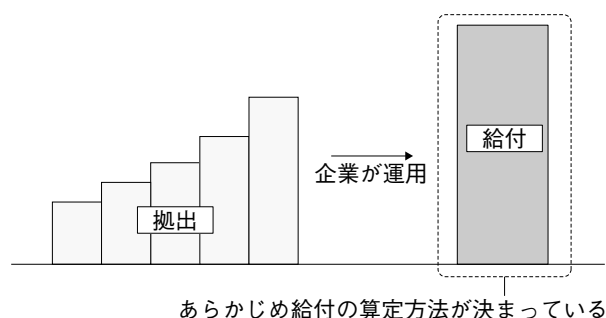
概 要

企業年金などの概要

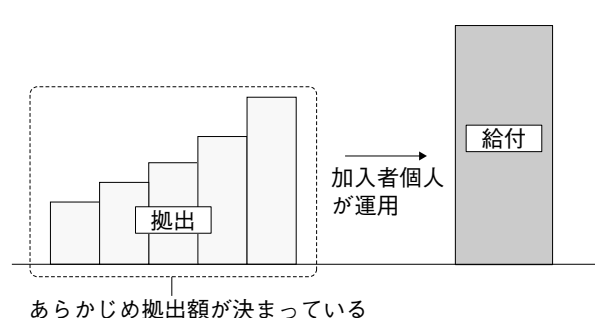
図1 確定給付企業年金（DB）と確定拠出年金（DC）の基本的仕組み

- 確定給付企業年金（Defined Benefit。DB）は、あらかじめ加入者が将来受け取る年金給付の算定方法が決まっている制度。資産は企業が運用。
- 確定拠出年金（Defined Contribution。DC）は、あらかじめ事業主が拠出する掛金の額が決まっている制度。資産は加入者個人が運用。

DB (Defined Benefit) のイメージ



DC (Defined Contribution) のイメージ



【確定給付企業年金】

労使が合意した年金規約に基づき、企業の事業主と信託会社・生命保険会社等が契約を結び母体企業の外部で年金資産を管理・運用する規約型企業年金と、母体企業とは別の法人格を持った基金を設立した上で、基金において年金資金を管理・運用し、年金給付を行う（厚生年金の代行は行わない）基金型企業年金の二つの形態がある。

確定給付企業年金法は、以下のような受給権の保護のための規定が整備されている。

- ・積立義務：年金資産の積立基準を設定するとともに、財政再計算、財政検証や積立不足の解消を義務付ける規定。
- ・受託者責任：事業主など企業年金の管理・運営に関わる者について、加入者等に対する責任及び行為準則を明確化する規定。
- ・情報開示：事業主等に対し、業務の概況について加入者等への情報開示及び厚生労働大臣への報告を義務付ける規定。

【確定拠出年金】

確定拠出年金は、拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、加入者自らが資産の運用を行い、その結果により給付額が決定される年金である。事業主がその従業員を対象として確定拠出型の企業年金を行う企業型年金と、国民年金基金連合会が実施する個人型年金（iDeCo）の二つの形態がある。

企業型年金の場合は事業主（規約で定めた場合、加入者の拠出も可能）が、個人型年金の場合は加入者個人（企業年金を実施していない中小事業主に限り、追加して事業主の拠出も可能）が拠出限度額の範囲内で掛金を拠出する。拠出された掛金は、加入者ごとに積み立てられ、その運用の指図は加入者自らが行う。給付の額は、掛金とその運用収益によって決まり、老齢給付金、障害給付金などの給付が支給される。

【国民年金基金】

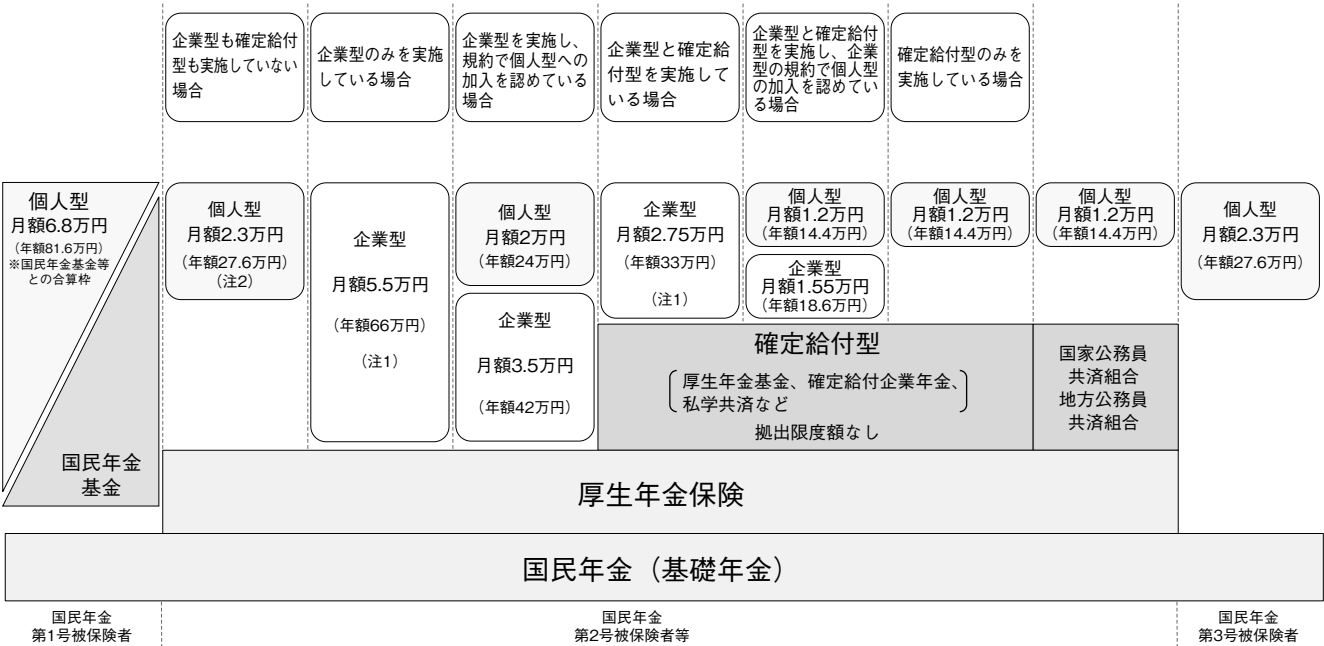
自営業者等が、自らの選択により、国民年金に上乘せして老後の所得保障の充実を図ることができる制度として、1989（平成元）年の法律改正により国民年金基金制度が整備され、1991（平成3）年4月から実施されている。国民年金基金に加入できる者は、国民年金の第1号被保険者であり、業種は問わない地域型基金の全国国民年金基金（※）と、同種の事業または業務に従事する者で組織し全国を通じて1つ設立される職能型基金の2種類がある。

（※）全国国民年金基金は、2019（平成31）年4月に全国47都道府県の地域型国民年金基金と22の職能型国民年金基金が合併し、設立されたものです。

【厚生年金基金】

厚生年金基金は、厚生労働大臣の認可を受けて設立された法人であり、老齢厚生年金の一部（物価スライドと賃金スライドを除いた部分）を代行し、これにさらに独自の上乗せ給付を行う。給付に必要な掛金は事業主から徴収され、事業主と加入員が負担する。厚生年金基金を設立している事業主は政府に対して代行給付に見合う厚生年金保険の保険料の納付を免除され、代行相当分を含め基金が支給する給付に要する掛金を基金に納付する。なお、厚生年金基金は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）により、当該法律の施行日（2014（平成26）年4月1日）後は新設できなくなった。

図2 拠出限度額の一覧



- (注) 1. 事業主掛金を超えず、かつ、事業主掛金との合計が拠出限度額の範囲内で、事業主掛金に加え、加入者も拠出可能（マッチング拠出）。
- (注) 2. 企業年金を実施していない従業員100人以下の事業主は、拠出限度額の範囲内で、加入者掛金に加え、事業主も拠出可能（中小事業主掛金納付制度）。

詳細データ① 厚生年金基金の基金数・加入員数等の推移

年度	基金数	加入員数（千人）	資産（兆円）
2001（平成13）年度	1,737	10,871	57.0
2002（平成14）年度	1,656	10,386	51.2
2003（平成15）年度	1,357	8,351	48.6
2004（平成16）年度	838	6,152	36.8
2005（平成17）年度	687	5,310	37.3
2006（平成18）年度	658	5,221	38.8
2007（平成19）年度	626	4,782	32.5
2008（平成20）年度	617	4,663	25.5
2009（平成21）年度	608	4,562	29.0
2010（平成22）年度	595	4,472	27.7
2011（平成23）年度	577	4,366	26.6
2012（平成24）年度	560	4,203	28.6
2013（平成25）年度	531	4,050	30.7
2014（平成26）年度	444	3,607	31.7
2015（平成27）年度	256	2,539	25.3
2016（平成28）年度	110	1,401	20.1
2017（平成29）年度	36	571	16.3
2018（平成30）年度	10	173	13.4

資料：厚生労働省年金局調べ。

(注) 1. 資産の評価方法は、時価。

2. 資産残高には企業年金連合会分を含む。

詳細データ② 確定給付企業年金の実施件数

年度	規約型	基金型
2002 (平成14) 年度	15	0
2003 (平成15) 年度	164	152
2004 (平成16) 年度	478	514
2005 (平成17) 年度	833	597
2006 (平成18) 年度	1,335	605
2007 (平成19) 年度	2,480	619
2008 (平成20) 年度	4,397	611
2009 (平成21) 年度	6,795	610
2010 (平成22) 年度	9,440	613
2011 (平成23) 年度	14,373	612
2012 (平成24) 年度	14,085	607
2013 (平成25) 年度	13,694	602
2014 (平成26) 年度	13,282	601
2015 (平成27) 年度	13,042	619
2016 (平成28) 年度	12,823	684
2017 (平成29) 年度	12,542	742
2018 (平成30) 年度	12,191	761

資料：厚生労働省年金局調べ。

(注) 確定給付企業年金法は平成14年4月から施行。

詳細データ③ 確定拠出年金の規約承認数・加入者数の推移

年度	企業型承認件数	企業型加入者数 (千人)	個人型加入者数 (人)
2001 (平成13) 年度	70	88	443
2002 (平成14) 年度	361	325	13,995
2003 (平成15) 年度	845	708	28,225
2004 (平成16) 年度	1,402	1,255	46,066
2005 (平成17) 年度	1,866	1,733	63,303
2006 (平成18) 年度	2,313	2,187	80,081
2007 (平成19) 年度	2,710	2,711	93,036
2008 (平成20) 年度	3,043	3,110	101,201
2009 (平成21) 年度	3,301	3,404	112,063
2010 (平成22) 年度	3,705	3,713	124,906
2011 (平成23) 年度	4,135	4,218	138,575
2012 (平成24) 年度	4,247	4,394	158,209
2013 (平成25) 年度	4,434	4,642	183,543
2014 (平成26) 年度	4,635	5,052	212,944
2015 (平成27) 年度	4,964	5,482	257,579
2016 (平成28) 年度	5,349	5,914	430,929
2017 (平成29) 年度	5,825	6,481	853,723
2018 (平成30) 年度	6,161	6,878	1,210,037
2019 (令和元) 年度	6,435	7,231	1,562,814

資料：厚生労働省年金局調べ。

(注1) 確定拠出年金法は平成13年10月から施行。また、確定拠出年金の個人型については平成14年1月から実施。

(注2) 確定拠出年金の個人型については、平成29年1月以降、国民年金の第三号被保険者や企業年金加入者（確定拠出年金の企業型の加入者については規約に定めた場合に限る。）、公務員等共済加入者も加入可能とし、加入可能範囲を拡大。

詳細データ④ 国民年金基金の基金数・加入員数等の推移

年度	基金数	加入員数 (千人)	資産 (兆円)
2001 (平成13) 年度	72 (25)	787 (127)	1.5
2002 (平成14) 年度	72 (25)	772 (124)	1.4
2003 (平成15) 年度	72 (25)	789 (126)	1.8
2004 (平成16) 年度	72 (25)	751 (121)	2.1
2005 (平成17) 年度	72 (25)	727 (117)	2.7
2006 (平成18) 年度	72 (25)	693 (112)	2.9
2007 (平成19) 年度	72 (25)	648 (106)	2.7
2008 (平成20) 年度	72 (25)	615 (103)	2.2
2009 (平成21) 年度	72 (25)	577 (97)	2.6
2010 (平成22) 年度	72 (25)	548 (92)	2.6
2011 (平成23) 年度	72 (25)	522 (87)	2.7
2012 (平成24) 年度	72 (25)	493 (82)	3.2
2013 (平成25) 年度	72 (25)	481 (79)	3.6
2014 (平成26) 年度	72 (25)	454 (75)	4.2
2015 (平成27) 年度	72 (25)	427 (71)	4.0
2016 (平成28) 年度	72 (25)	399 (66)	4.1
2017 (平成29) 年度	72 (25)	375 (62)	4.2
2018 (平成30) 年度	72 (25)	364 (59)	4.2

資料：厚生労働省年金局調べ、() 内は職能型基金で内数。

(注) 1. 資産の評価方法は、時価。

2. 資産残高には国民年金基金連合会分を含む。

3. 2019 (平成31) 年4月に、全国47都道府県の地域型基金と22の職能型基金が合併し、全国国民年金基金が設立されたことで、基金数は4 (3) となった。

年金相談

概 要

年金相談

1. 相談窓口の種類

- 年金の相談は、全国の「年金事務所」や「街角の年金相談センター〔別表〕」へどうぞ
※予約相談を実施しています。予約相談の受付は「予約受付専用電話」にお電話ください。
- お電話による年金相談に関する一般的なお問い合わせは「ねんきんダイヤル」で、「ねんきん定期便」、「ねんきんネット」に関するお問い合わせは「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用番号」で承ります。また、年金の加入に関する一般的なお問い合わせは「ねんきん加入者ダイヤル」で承ります。
 - ・「ねんきんダイヤル」0570-05-1165
(050から始まる電話でおかけになる場合は「03-6700-1165」にお電話ください。)
 - ・「予約受付専用電話」0570-05-4890
(050から始まる電話でおかけになる場合は「03-6631-7521」にお電話ください。)
 - ・「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用番号」0570-058-555
(050から始まる電話でおかけになる場合は「03-6700-1144」にお電話ください。)
 - ・「ねんきん加入者ダイヤル（国民年金加入者向け）」0570-003-004
(050から始まる電話でおかけになる場合は「03-6630-2525」にお電話ください。)
 - ・「ねんきん加入者ダイヤル（事業所、厚生年金加入者向け）」0570-007-123
(050から始まる電話でおかけになる場合は「03-6837-2913」にお電話ください。)

2. 受付時間

- ・年金事務所・街角の年金相談センター
受付時間：月曜日：午前8：30～午後7：00
火～金曜日：午前8：30～午後5：15
第二土曜日：午前9：30～午後4：00
※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7：00まで相談をお受けします。
※祝日（第二土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
※一部の街角の年金相談センターでは、「時間延長」「週末相談」は実施しておりません。
- ・ねんきんダイヤル
受付時間：月曜日：午前8：30～午後7：00
火～金曜日：午前8：30～午後5：15
第二土曜日：午前9：30～午後4：00
※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7：00まで相談をお受けします。
※祝日（第二土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
- ・予約受付専用電話
受付時間：月～金曜日（平日）：午前8：30～午後5：15
※土日祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
- ・ねんきん定期便・ねんきんネット専用番号
受付時間：月曜日：午前8：30～午後7：00
火～金曜日：午前8：30～午後5：15
第二土曜日：午前9：30～午後4：00
※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7：00まで相談をお受けします。
※祝日（第二土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
- ・ねんきん加入者ダイヤル
受付時間：月～金曜日：午前8：30～午後7：00
第二土曜日：午前9：30～午後4：00
※祝日（第二土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

3. 年金相談においでになるときに、お持ちいただきたいもの

年金の相談においでになるときは、年金手帳、年金証書又は改定通知書等、日本年金機構から本人に交付された基礎年金番号が分かる書類をお持ちください。

また、窓口にて年金加入記録、年金見込み額又は証明書等の（再）交付をご希望される場合は、交付物の詐取を防止するため、本人と確認できる身分証明書の提示が必要です。

詳しくは、次ページの《確認書類の例》を参照してください。

4. 本人以外のご家族等が相談をされる時のお願い

年金の相談は、本人の委任があれば家族や友人の方でもかまいません。本人からの委任状をご用意ください。

委任状には、本人の年金手帳に記載されている基礎年金番号又は本人の年金証書に記載されている基礎年金番号と年金コード、本人の住所、氏名、生年月日、委任内容、委任日を記入したうえ、委任を受ける方の住所、氏名、本人との関係を書いて本人が署名押印してください。

また、年金相談の委任を受ける方の身分証明書も忘れないようご注意ください。

このほか、来所時に各種申請書を委任される方が代筆で作成される場合は、委任状に押印した本人の印鑑の持参が必要となります。

※委任状の様式は、日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）からダウンロードできますのでご利用ください。

《確認書類の例》

番号確認書類の例
☐ 個人番号カード ☐ 通知カード ☐ 個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書

身元確認書類の例	
1つの提示で足りるもの	2つ以上の提示が必要なもの (異なる○印の組合せが必要です。)
☐ 個人番号カード（マイナンバーカード） ☐ 住民基本台帳カード（写真付きのもの） ☐ 運転免許証（運転経歴証明書） ☐ 旅券（パスポート） ☐ 身体障害者手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 特別永住者証明書 ☐ 在留カード ☐ 国又は地方公共団体の機関が発行した資格証明書 （写真付きのもの）※ ・ 船員手帳 ・ 海技免状 ・ 小型船舶操縦免許証 ・ 猟銃・空気銃所持許可証 ・ 戦傷病者手帳 ・ 宅地建物取引士証 ・ 電気工事士免状 ・ 無線従事者免許証 ・ 認定電気工事従事者認定証 ・ 特種電気工事資格者認定証 ・ 耐空検査員の証 ・ 航空従事者技能証明書 ・ 運航管理者技能検定合格証明書 ・ 動力車操縦者運転免許証 ・ 教習資格認定証 ・ 検定合格証（警備員に関する検定の合格証）	☐ 被保険者証、組合員証（国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、介護保険、共済組合） ☐ 公的年金（企業年金、基金を除く）の年金証書又は恩給証書 ☐ 年金手帳 ☐ 住民基本台帳カード（写真の付いていないもの） ☐ 児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 ☐ 日本年金機構が交付した通知書 ※ ・ 年金額改定通知書 ・ 年金振込通知書 等 ☐ 印鑑登録証明書 ☐ 学生証（写真付きのもの）※ ☐ 国、地方公共団体又は法人が発行した身分証明書 （写真付きのもの）※ ☐ 国又は地方公共団体が発行した資格証明書（写真付きのもので左記に掲げる書類以外のもの）※ ※「氏名」、「生年月日又は住所」が記載されたものに限りします。 【注意】 金融機関又はゆうちょ銀行の預（貯）金通帳、キャッシュカード、クレジットカードは、番号法上の身元確認書類としては認められません。 個人番号の提供を受けない従来からの本人確認の場合のみ、使用することができます。

- ・ 資格（身分）証明書（公的機関等が発行する証明書で、氏名、住所、生年月日、顔写真等個人を特定する情報が含まれた有効期限内のもの）は原本の提示が必要です。

代理権の確認書類の例
【任意代理人】 ☐ 委任状 【法定代理人（親権者、成年後見人等、施設・療養機関の職員）】 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書（法務局） ☐ 審判書謄本（裁判所）及び審判確定証明書（裁判所）

5. 電話により年金相談をされる時のお願い

電話による具体的なご相談は、ご本人のみとさせていただきます。
 ただし、日本年金機構よりお送りした通知書の内容等についてのご照会については、ご本人が直接相談することが困難な場合に限り、配偶者、2親等以内の親族又は同居の親族の方からの相談もお受けいたします。

なお、ご相談においては、相談者を確認させていただくため、次のような点をお尋ねさせていただいておりますので、あらかじめ年金手帳、年金証書又は改定通知書などをご用意ください。

- ・ 相談者がご本人の場合…
 基礎年金番号・氏名・生年月日・住所など
 - ・ 相談者が配偶者、2親等以内の親族又は同居の親族の方の場合…
 上記の他、配偶者又は親族の方の基礎年金番号・氏名・生年月日・住所・続柄・電話番号・ご本人が直接相談することが困難な理由など
- 相談したい内容は、あらかじめ具体的に整理してメモにしておいていただけると便利です。

街角の年金相談センター設置一覧表

(2020 (令和2) 年4月現在)

都道府県	街角の年金相談センター名称	所在地
北海道	札幌駅前	札幌市中央区北1条西2-1 札幌時計台ビル4階
	麻生	札幌市北区北38条西4-1-8
青森	青森 (オフィス)	青森市本町1-3-9 ニッセイ青森本町ビル10階
岩手	盛岡 (オフィス)	盛岡市大通3-3-10 七十七日生盛岡ビル4階
宮城	仙台	仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台パークビル2階
秋田	秋田 (オフィス)	秋田市東通仲町4-1 秋田拠点センターALVE2階
山形	酒田	酒田市中町2-5-19 酒田本町ビル1階
福島	福島	福島市北五老内町7-5 i・s・M37-2階
茨城	水戸	水戸市南町3-4-10 水戸FFセンタービル1階
	土浦	土浦市桜町1-16-12 リーガル土浦ビル3階
群馬	前橋	前橋市亀里町1310 群馬県JAビル3階
	大宮	さいたま市大宮区桜木町2-287 大宮西口大栄ビル3階
埼玉	川口	川口市本町4-1-8 川口センタービル13階
	川越 (オフィス)	川越市脇田本町16-23 川越駅前ビル8階
千葉	千葉	千葉市中央区新田町4-22 サンライトビル1階
	船橋	船橋市本町1-3-1 フェイスビル7階
	柏	柏市柏4-8-1 柏東口金子ビル1階
	市川 (オフィス)	市川市市川1-7-6 愛愛ビル3階
東京	新宿	新宿区西新宿1-7-1 松岡セントラルビル8階
	町田	町田市中町1-2-4 日新町田ビル5階
	立川	立川市曙町2-7-16 鈴春ビル6階
	国分寺	国分寺市南町2-1-31 青木ビル2階
	大森	大田区山王2-8-26 東辰ビル5階
	八王子 (オフィス)	八王子市横山町22-1 エフ・ティービル八王子3階
	足立 (オフィス)	足立区綾瀬2-24-1 ロイヤルアヤセ2階
	江戸川 (オフィス)	江戸川区一之江8-14-1 交通会館一之江ビル3階
	練馬 (オフィス)	練馬区東大泉6-52-1 WICSビル1階
	武蔵野 (オフィス)	武蔵野市中町1-6-4 三鷹山田ビル3階
	江東 (オフィス)	江東区亀戸2-22-17 日本生命亀戸ビル5階
	横浜	横浜西区高島2-19-12 スカイビル18階
神奈川	戸塚	横浜市戸塚区上倉田町498-11 第5吉本ビル3階
	溝ノ口	川崎市高津区溝口1-3-1 ノクティブラザ1-10階
	相模大野	相模原市南区相模大野3-8-1 小田急相模大野ステーションスクエア1階
	新横浜 (オフィス)	横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル3階
	藤沢 (オフィス)	藤沢市藤沢496 藤沢森井ビル6階
	厚木 (オフィス)	厚木市中町3-11-18 MY厚木ビル6階
	新横浜	新横浜市中区東大通2-3-26 ブレイス新湯6階
新潟	新潟	新潟市中央区東大通2-3-26 ブレイス新湯6階
富山	富山	富山市稲荷元町2-11-1 アピアショッピングセンター2階
石川	金沢	金沢市鳴和1-17-30
福井	福井 (オフィス)	福井市手寄1-4-1 AOSSA2階
長野	長野	長野市中御所45-1 山王ビル1階
	上田 (オフィス)	上田市天神1-8-1 上田駅前ビルパレオ6階
岐阜	岐阜	岐阜市香蘭2-23 オーキッドパーク西棟3階
静岡	静岡	静岡市駿河区南町18-1 サウスボット静岡2階
	沼津	沼津市大手町3-8-23 ニッセイスタービル4階
	浜松 (オフィス)	浜松市東区西塚町200 サラブラザ浜松5階
愛知	名古屋	名古屋市市中村区椿町1-16 井門名古屋ビル2階
	千種	名古屋市東区葵3-15-31 千種ビル6階
三重	津 (オフィス)	津市丸之内養正町4-1 森永三重ビル1階
滋賀	草津	草津市渋川1-1-50 近鉄百貨店草津店5階
京都	宇治	宇治市広野町西裏54-2
	京都 (オフィス)	京都市西京区桂野里町17 ミュー阪急桂 (EAST) 5階
大阪	天王寺	大阪市天王寺区南河堀町10-17 ACTY天王寺2階
	吹田	吹田市片山町1-3-1 メロード吹田2番館10階
	堺東	堺市堺区中瓦町1-1-21 堺東八幸ビル7階
	枚方	枚方市岡東町5-23 アーバンエース枚方ビル2階
	城東	大阪市城東区中央1-8-24 東洋ブラザ蒲生ビル1階
	東大阪	東大阪市永和1-18-12 NTT西日本東大阪ビル1階
	豊中	豊中市本町1-1-3 豊中高架下店舗南ブロック1階
	なかもず	堺市北区長曽根町130-23 堺商工会議所会館1階
	北須磨	神戸市須磨区中落合2-2-5 名谷センタービル7階
兵庫	尼崎	尼崎市南塚口町2-1-2-208 塚口さくらさんタウン2番館2階
	姫路	姫路市南畝町2-53 ネオフィス姫路南1階
	西宮 (オフィス)	西宮市北口町1-2 アクタ西宮東館1階
	奈良	奈良市大宮町4-281 新大宮センタービル1階
和歌山	和歌山 (オフィス)	和歌山市美園町3-32-1 損保ジャパン和歌山ビル1階
岡山	岡山	岡山市北区昭和町4-55
広島	広島	広島市中区橋本町10-10 広島インテスビル1階
	福山	福山市東桜町1-21 エストバルク6階
山口	防府	防府市戎町1-8-25 防府広総第3ビル3階
徳島	徳島 (オフィス)	徳島市八百屋町2-11 ニッセイ徳島ビル8階
香川	高松 (オフィス)	高松市鍛冶屋町3 香川三友ビル5階
愛媛	松山 (オフィス)	松山市花園町1-3 日本生命松山市駅前ビル5階
福岡	北九州	北九州市八幡西区西曲里町2-1 黒崎テクノプラザ1-1階
佐賀	鳥栖 (オフィス)	鳥栖市宿町1118 鳥栖市役所東別館1階
長崎	長崎 (オフィス)	長崎市千歳町2-6 いわさきビル5階
熊本	熊本	熊本市中央区花畑町4-1 太陽生命熊本第2ビル3階
大分	中津 (オフィス)	中津市豊田町14-3 中津市役所別棟2階
宮崎	宮崎 (オフィス)	宮崎市大淀4-6-28 宮交シティ2階
鹿児島	鹿児島 (オフィス)	鹿児島市大黒町2-11 南星いつろビル6階

※街角の年金相談センターは、日本年金機構が「全国社会保険労務士会連合会」に運営を委託しています。

11

年金

日本年金機構について

